

## 新型コロナウイルス対策特措法に基づく緊急事態宣言へのJWTCの対応について

当財団は、大気暴露試験など耐候性試験を継続的かつ確実に実施する試験機関です。

しかしながら、新型コロナウイルスの蔓延に対処するべく発令されました令和3年1月7日付の緊急事態宣言を受けまして、出来るだけ業務に支障がないように必要な対応を行うべく、当分の間、次のように対応したいと考えます。

- (1) 東京本部においては、事務所が東京都港区に在るため、職員の時短勤務、在宅勤務を実施します。
- (2) 銚子暴露試験場、宮古島暴露試験場では、原則通常業務といたしますが、試験依頼者の来訪につきましては、その都度、来訪者とその可否について調整をさせていただきます。特にご見学での来訪につきましてはご遠慮いただきたいと思います。

お問合せにつきましては通常どおりにお受けする所存ですが、連絡が困難な場合もあるかと存じます。その場合、次のメールアドレスにご用件をお書きいただき送信いただければ、メールにて返信いたします。

以上、皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解いただきたくお願い申し上げます。

東京本部メールアドレス：[tokyo@jwtc.or.jp](mailto:tokyo@jwtc.or.jp)

銚子暴露試験場メールアドレス：[choshi@jwtc.or.jp](mailto:choshi@jwtc.or.jp)

宮古島暴露試験場メールアドレス：[miyako@jwtc.or.jp](mailto:miyako@jwtc.or.jp)

令和3年1月8日

一般財団法人 日本ウエザリングテストセンター